

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間の再延長について

平成29年12月25日
福島県生活拠点課

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第4条第4項に基づき、下記のとおり再延長することとしたので、お知らせします。

記

1 申請期間を延長する日数

【基礎支援金・加算支援金】12月（平成31年4月10日まで）

2 申請期間を延長する理由

- (1) 避難指示区域及び避難指示が解除された地域を有する市町村においては、申請期限内に被害認定や解体工事が完了できない家屋があることから、申請期間内に申請することができない世帯があるため。
- (2) 被害が広範囲かつ甚大であり、県内外に避難している住民が多く、各市町村における申請状況や今後の見込みの把握が困難であるため。

3 申請期間を延長する市町村

【基礎支援金・加算支援金】

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（46市町村）

※以下の市町村における申請期間については、本制度の対象となる世帯がなく、今後も支援金の申請見込みがないことから、平成30年4月10日までとなります。

喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、塙町（13市町村）

【参考：被災者生活再建支援金の概要】

(1) 法令：被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）

(2) 対象世帯：災害救助法が適用された等の自然災害により

①住宅が全壊した世帯

②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給額：最大300万円。被害の程度、再建方法により区分。

①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）最大100万円

②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）最大200万円

(4) 申請期限：①基礎支援金 平成31年4月10日まで延長

②加算支援金 平成31年4月10日まで延長

※東日本大震災に係る支援金の申請期間については、1年を超えない範囲で再延長可能。

【問い合わせ先】

福島県企画調整部避難地域復興局

生活拠点課 避難者住宅対策担当

電話：024（521）8034